

平成29年土幌町議会第4回定例会会議録

1 議事日程第3号 12月13日(水曜日)午前10時00分開会

日程番号1		会議録署名議員の指名
日程番号2	議案第2号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
日程番号3	議案第3号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案
日程番号4	議案第4号	土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
日程番号5	議案第5号	土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
日程番号6	議案第6号	町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例案
日程番号7	議案第7号	土幌町子ども発達相談センター設置条例の一部を改正する条例案
日程番号8	議案第8号	平成29年度土幌町一般会計補正予算
日程番号9	議案第9号	平成29年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算
日程番号10	議案第10号	平成29年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
日程番号11	議案第11号	平成29年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算
日程番号12	議案第12号	平成29年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算
日程番号13	議案第13号	平成29年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算

2 出席議員(12名)

1番 細井 文次	2番 和田 鶴三	3番 秋間 紘一	5番 河口 和吉
6番 清水 秀雄	7番 飯島 勝	8番 出村 寛	9番 森本 真隆
10番 大西 米明	11番 加藤 宏一	12番 中村 貢	13番 加納 三司

3 欠席議員(0名)

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	教育長	堀江 博文
代表監査委員	佐藤 宣光		

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
総務企画課長	瀬口 豊子	会計管理者	三島 重浩
町民課長	辻 亨	保健福祉課長	高木 康弘

産業振興課長	亀野 倫生	地方創生担当課長	石垣 好典
建設課長	増田 優治	道路維持担当課長	佐藤 英明
建設課技術長	田中 敏博	子ども課長	金森 秀文
病院事務長	土屋 仁志	消防課長	土屋 政勝
特老施設長	矢野 秀樹		

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	玉堀 泰正	教育課長	藤村 延
給食センター所長	齋藤 英雄	高校事務長	上野 清子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 細野 幸彦

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	寺田 和也	総務係長	宇佐見 和重
------	-------	------	--------

9 会議録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

1	加納議長	<p>ただいまの出席議員は12名です。</p> <p>定足数に達していますので、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、飯島勝議員及び8番、出村寛議員を指名いたします。</p>
2・3 4・5	柴 田 副 町 長	<p>日程第2、議案第2号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」、日程第3、議案第3号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案」、日程第4、議案第4号「土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案」、日程第5、議案第5号「土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案」、以上4件を関連議案とし、一括議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> <p>それでは、議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第3号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第4号 土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第5号 土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、ただいま議長のお許しがありましたので、一括で説明をさせていただきます。</p> <p>これらにつきましては、国家公務員の給与に関する法律の改正、人</p>

事院勧告に準じて手当及び給料等について改正をしようとするものでありまして、今年度の人事院勧告は民間給与との較差0.15%の解消と0.1カ月分の勤勉手当の引き上げであります。

最初に、議案第2号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案ですが、説明資料の6ページをお開きください。第15条、勤勉手当の改正であります。第2項第1号中「100分の85」を「100分の90」に、6月と12月の勤勉手当をそれぞれ100分の5ずつ、合計で100分の10、0.1カ月分の引き上げをするものであります。

同項第2号は、再任用職員について「100分の40」から「100分の42.5」に、合計で100分の5を引き上げるものであります。

次の本則の附則第8条は、特定職員に対する勤勉手当減額基礎額に対する率の改正でありまして、これにつきましては本町に該当がありませんので、説明は省略させていただきます。

別表第1は、給料表の改定で、勧告に準じ、民間との較差0.15%の引き上げのため、特に初任給での較差が大きいということで、1,000円を引き上げ、それ以外は最低400円までの引き上げを行うもので、平均の引き上げ率は0.2%とするものであります。

議案に戻っていただきまして、7ページをごらんください。附則であります。まず、第1の施行期日であります。給与の改定時期は本年4月1日からで、手当につきましては支給基準日の12月1日とするものであります。

次の2の勤勉手当の特例であります。6月の手当は既に支給済みでありますので、本年度に限り12月の手当で調整するため、この率を変更するものであります。

3では、今回の改正で給与の額が決まりますので、既に支給された給与については内払いとみなすものであります。

次に、議案第3号は一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、給料の額を説明資料13ページのとおり改正をするものであります。人事院勧告に準拠し、給料月額を改正するものであります。なお、任期つき職員につきましては勤勉手当はありませんので、この部分の改正等はありません。

附則につきましては、議案第2号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

議案第4号、土幌町長等の給与等に関する条例の一部改正につきましては、職員の勤勉手当の引き上げ分と同率を期末手当として引き上げをするものであります。

説明資料は14ページですが、議案の附則につきましても議案第2号と同様ですので、説明は省略いたします。

議案第5号、土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の改正につきましても、職員の勤勉手当の引き上げ分と同率を期末手当として引

き上げをするものであります。

説明資料は15ページですが、議案の附則につきましても同様でありますので、説明を省略させていただきます。

以上、議案第2号から第5号までの説明とさせていただきます。

加納議長 これから一括して質疑を行います。ありませんか。10番、大西議員。

大西議員 任期つき職員の表が出ていますけれども、誰とは聞きません。どこに何人いるのか、それだけ教えてください。

加納議長 副町長。

柴田副町長 教育委員会部局に2名、それから……

(何事か言う者あり)

加納議長 暫時休憩いたします。

午前10時08分 休憩

午前10時11分 再開

加納議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

副町長。

柴田副町長 2号給にいる者が2名、5号給にいる者が2名です。

加納議長 10番、大西議員。

大西議員 この給料の月額ってどういう基準で2号給と5号給に分かれるのかわかりませんが、その辺はどういう基準なのですか、この給与を決めるの。

加納議長 副町長。

柴田副町長 条例の中に書いてあるのですけれども、相当困難な職だとか、そういったわけでこの級を規定しています。

加納議長 ほかにございませんか。

(なし)

加納議長 それでは、質疑を終わり、一括して討論を行います。討論ございませんか。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>これから議案第4号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>これから議案第5号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
6	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p style="color: blue;">日程第6、議案第6号「町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p>
	柴田副町長	<p>議案第6号 町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例案について説明を申し上げます。</p> <p>この議案につきましては、土地改良法等の一部を改正する法律に伴い、改正をするものであります。</p> <p>説明資料の16ページをお開きください。土地改良法等の一部を改正する法律によりまして引用条項が変わるために改正をするものでありまして、第3条及び第4条の引用条項を改正するものであります。</p> <p>議案に戻っていただきまして、附則でございます。公布の日から施行するというところでございます。</p> <p>以上、簡単ですが、説明といたします。</p>
	加納議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
	加納議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第6号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
7	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p style="color: blue;">日程第7、議案第7号「土幌町こども発達相談センター設置条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p>
	柴田副町長	<p>議案第7号 土幌町こども発達相談センター設置条例の一部を改正する条例案について説明を申し上げます。</p> <p>この議案につきましては、新たに障害児相談支援及び計画相談支援</p>

の事業を行う環境が整ったことから、こども発達相談センターの業務に障害児相談支援及び計画相談支援の事業を追加するために改正をするものであります。

説明資料の17ページをお開きください。新旧対照表の現行欄の第5条第3号及び第4号を改正案の欄、第3号の後段の括弧内で児童発達支援と放課後等デイサービス事業にまとめたものであります。

第4号及び第5号で、新たに障害児相談支援事業及び計画相談支援事業を行うものとするものであります。

第6号につきましては、号数の繰り下げであります。

第6条では、第5条の改正に伴うものと、第3項では障害児相談支援を利用できる者の規定を、次のページの第4項では計画相談支援を利用できる者の規定を追加をするものであります。

第7条は、第5条の改正に伴う条項の改正と新たに行う障害児相談支援事業及び計画相談支援事業の使用料を定めるものでありまして、その使用料につきましてはいずれも厚生労働大臣が定める基準により算定した額とするものであります。

議案に戻っていただきまして、附則の施行日であります、平成30年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わります。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(な し)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

8 日程第8、議案第8号「平成29年度土幌町一般会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。

瀬口総務 総務企画課長、瀬口より説明申し上げます。

企画課長 平成29年度土幌町一般会計補正予算〔第6号〕は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,574万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億2,243万4,000円に改めようとするものです。

地方債の補正は、第2表、地方債補正によるものです。

初めに、本補正予算の歳出で1節報酬から4節共済費までの人件費の補正は、職員の人事異動並びに人事院勧告に準じた報酬、給与、手当等の改正に伴うもので、各款、項、目の説明は省略させていただきますので、ご了承願います。

それでは、それ以外の歳出を説明いたしますので、10ページをごらんください。2款1項1目一般管理費、13節は、訴訟に伴う弁護委託料129万6,000円を追加、例規整備支援業務はマイナンバー制度に対応した特定個人情報保護取り扱い並びに新たな情報セキュリティポリシーの策定業務等で149万1,000円を追加。

6目企画費は、ふるさと納税に係る経費として8節、寄附報償費、12節役務費、合わせまして3,717万2,000円を追加。

9目情報管理費は、13節、プログラム変更委託料でセキュリティークラウドの移行支援に伴う業務及びマイナンバー法情報連携のための改修費ほかで144万6,000円を追加。

11ページに行きまして、10目地域生活交通確保対策事業費は、19節で十勝バス、拓殖バスの実績が確定したことに伴い補助金として71万2,000円を追加し、特定財源は国鉄土幌線代替輸送確保基金を同額充当するものでございます。

12目諸費、13節は全国瞬時警報システムJアラートの受信機の入れかえで260万4,000円を追加し、特定財源として一般単独事業債を充当いたします。

14目愛のまち建設基金費は、25節でふるさと寄附の増額により積立金5,000万円を追加し、特定財源として指定寄附金を同額計上。

17目地方創生推進事業費は財源補正で、農園付き住宅整備が起債の対象となったことによるものです。

12ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費、13節でマイナンバーカード記載による住基台帳システムの改修で166万4,000円を追加し、特定財源として国庫補助金を同額充当。

13ページ、3款1項1目社会福祉総務費、20節、ひとり親家庭等医療費80万円の追加で、特定財源として道事業補助金40万円を追加。

5目老人福祉施設費から7目国民健康保険費までは、各会計への繰出金の減額。

8目介護福祉費、19節は新たに介護職員初任者研修受講料を助成しようとするもので、12万円を追加。

9目介護保険費は、28節で各事業等に伴う繰出金を追加するものでございます。

14ページ、2項4目児童手当費、23節は28年度国庫交付金確定に伴う負担金返還金の追加。

6目乳幼児等医療費の追加で、特定財源として道事業補助金20万円を充当。

8目こども発達相談センター費、4節、7節は臨時職員1名分の社会保険料及び賃金を追加、15ページ、15節は防音扉の設置工事費で24万9,000円の追加。

4款1項4目病院費は、19節で運営負担金及び24節の医療機器整備

事業出資金合わせまして1億4,985万2,000円を追加し、特定財源として愛のまち建設基金繰入金185万2,000円を追加するものです。

5款1項2目失業対策費は、町有建物等の解体工事804万6,000円。

16ページ、6款1項7目土地改良事業費、15節は下居辺地区農地耕作条件改善工事6,000万円を追加し、特定財源として同事業交付金及び辺地対策事業債を合わせ同額を充当。

2項1目林業振興費、24節は十勝大雪森林組合出資金で、28年度配当金123万8,000円を追加するものでございます。

17ページ、8款2項2目道路橋梁維持費、11節の除雪車の修理及び19節で除雪機械購入2台分で、合わせまして580万円を追加いたします。

19ページ、10款5項1目社会教育総務費、4節、7節は臨時職員1名分の社会保険料及び賃金の追加。

20ページ、6項3目学校給食センター管理費、13節は保健所指導による調理従事者のノロウイルス検査委託料22万1,000円、15節では給気設備改修工事454万7,000円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、8ページをごらんください。特定財源以外の一般財源ですが、9款地方交付税1億1,814万2,000円、18款繰越金5,923万8,000円を計上し、収支のバランスをとったところでございます。

次に、5ページをごらんください。第2表、地方債補正は、記載のとおり追加及び変更するものでございます。

また、21ページ、22ページには特別職及び一般職の給与費明細書を掲載、23ページには地方債の現在高に関する調書を掲載しておりますので、参照願います。

以上で説明を終わります。審議賜り、可決決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。3番、秋間議員。

秋間議員 13ページでございますけれども、8目の19節、介護職員の初任者研修受講助成金でございますけれども、これは何名の方が対象で、どういう研修を受けるのかお聞きしたいと思います。

加納議長 保健福祉課長。

高木保健 保健福祉課長、高木よりお答えをいたします。

福祉課長 介護職員初任者研修につきましては、いわゆる介護ヘルパーの資格の取得の分でございます。町内のヘルパーさんについては非常に人材が不足しているという状況がございますので、資格取得の助成を行って人材確保を図ろうとするものでございます。内容につきましては、受講費用の2分の1、6万円を上限に助成をするもので、29年度予算の中では2名分を計上したところでございます。

以上であります。

加納議長	11番、加藤議員。
加藤議員	16ページの農林業費です。7目の土地改良事業費、この中の15節工事請負費なのですけれども、農地耕作条件改善工事ということで、6,000万円の事業でどれぐらいの場所をやれるのか説明願います。
加納議長	建設課長。
増田建設課長	この事業につきましては、一応6,000万円の増加となっております。これは、前回の議会の中でも増額しております。全体枠で2億円のところ6,000万円ふえて、2億6,000万円の全体事業となりました。これにつきましては、北海道内の再配分によって町の割り当て分がふえたということでございます。事業規模については、現在200m程度工事を行っておりますが、冬場になってきたので、距離的には1km程度事業はできるのですけれども、明許線越で来年度の事業になる予定となっております。
加納議長	以上です。
加納議長	ほかにございませんか。
	(なし)
加納議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
	(なし)
加納議長	討論なしと認め、これから議案第8号を採決します。
	本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(異議なし)
加納議長	異議なしと認めます。
	したがって、本案は原案のとおり可決されました。
9	日程第9、議案第9号「平成29年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算」 を議題といたします。
高木保健福祉課長	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。 保健福祉課長、高木より平成29年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算〔第2号〕について説明いたします。
	第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,610万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億6,190万円に改めようとするものであります。
	歳出から説明いたしますので、7ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費の2節から4節までは本年4月の人事異動及び人事院勧告に準じる人件費の調整で、合わせて52万8,000円を減額、13節では国保データベースシステム制度改正対応委託料を32万4,000円減額し、国保情報集約システム連携設定委託料を74万5,000円追加するもので、平成30年度からの国保の北海道との共同運営に対応するためのものであります。特定財源として、特別調整交付金32万4,000円を減額、職員給与費繰入金52万8,000円を減額、国民健康保険準備基金繰入金74万5,000円を充当するものであります。

2目連合会負担金では、19節、国保事業状況報告クラウド構築負担金102万4,000円を追加するもので、こちらも平成30年度からの国保の北海道との共同運営に対応するためのものであります。特定財源として、特別調整交付金などを記載のとおり充当するものです。

2款2項1目一般被保険者高額療養費は、実績見込みにより100万円を追加、5,736万円とするものです。特定財源として、療養給付費負担金、国民健康保険準備基金を記載のとおり充当するものです。

8ページをお開き願います。10款1項1目一般被保険者保険税還付金、23節、一般被保険者過誤納付還付加算金2万8,000円を追加、これは遡及資格喪失による過年度分の国保税の還付金で、特定財源として国民健康保険準備基金繰入金を同額充当するものです。

3目償還金、23節1,416万3,000円の追加につきましては、前年度実績による療養給付費及び特定健診、特定保健指導補助金等の超過交付による返還金で、国に1,408万7,000円、道に7万6,000円を返還するものです。特定財源として国民健康保険準備基金利子、同基金繰入金を記載のとおり充当するものです。

歳入につきましては、特定財源で説明していますので、省略させていただきます。

なお、給与費変更に伴う給与費明細書は9ページに掲載してありますので、参照ください。

以上で説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(なし)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。
(なし)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第9号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

10 日程第10、議案第10号「平成29年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。
保健福祉課長、高木より平成29年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算〔第1号〕について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ304万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,355万1,000円に改めようとするものであります。

歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1

項1目一般管理費につきましては、本年4月の人事異動及び人事院勧告による人件費の調整で合わせて355万4,000円を減額するものであります。特定財源として、職員給与費繰入金を同額減額するものです。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節、保険料等負担金については51万3,000円を追加するもので、これは収納した保険料を広域連合に納付する保険料等負担金の不足により、増額補正するものであります。

次に、特定財源以外の歳入を説明いたしますので、4ページをお開き願います。1款1項2目普通徴収保険料につきましては、現年度分普通徴収保険料51万3,000円を広域連合の賦課情報をもとに追加補正するものであります。

なお、給与費変更に伴う給与費明細書は6ページに掲載をしておりますので、参照ください。

以上で説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(な し)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。
(な し)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第10号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

1 1 日程第11、議案第11号「平成29年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

高木保健福祉課長 保健福祉課長、高木より平成29年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第2号〕について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,913万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億636万9,000円に改めようとするものであります。

歳出から説明いたしますので、7ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、13節、介護保険システム改修委託料113万7,000円の追加は介護保険制度の改正に伴うもので、特定財源として介護保険システム改修事業補助金及び事務費繰入金を記載のとおり充当するものです。

2款1項1目居宅介護サービス給付費は、実績見込みにより2,800万円を追加し、1億3,550万円とするものであります。特定財源として、記載のとおり制度のルールに基づき充当するものです。

9目居宅介護サービス計画給付費は、実績見込みにより150万円を追加し、1,650万円とするものです。特定財源として、記載のとおり制度のルールに基づき充当するものです。

8ページをお開き願います。2款6項1目特定入所者介護サービス費は、実績見込みにより150万円を減額し、4,890万円とするものです。特定財源として、記載のとおり制度のルールに基づき減額をするものであります。

特定財源以外の歳入について説明いたしますので、6ページをお開き願います。7款2項1目介護給付費準備基金繰入金を616万円追加し、歳入歳出の均衡を図ったものであります。

以上で説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(な し)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。
(な し)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第11号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

1 2 日程第12、議案第12号「平成29年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。特別養護老人ホーム施設長。

矢野特養施設長 特別養護老人ホーム施設長、矢野より平成29年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算〔第1号〕について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,533万9,000円に改めようとするものでございます。

歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目施設介護サービス事業費の2節給料につきましては人勤による給料表の改正、職員の異動に伴い、359万2,000円の減額、3節職員手当等につきましても人勤による給料表の改正、職員の異動に伴い、82万円減額、4節共済費につきましては職員の異動に伴い、社会保険料及び雇用保険料並びに労災保険料を合わせて171万円を追加補正するものでございます。11節需用費につきましては、燃料の使用量増及び燃料の値上がりに伴い、250万円を追加補正するものでございます。

給与費の詳細につきましては、6ページの給与費明細書をごらんください。

	次に、歳入について説明いたしますので、4ページをごらんください。3款1項1目一般会計繰入金で20万2,000円を減額し、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。
	以上で説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。
加納議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (なし)
加納議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (なし)
加納議長	討論なしと認め、これから議案第12号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異議なし)
加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
13	日程第13、議案第13号「平成29年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算」を議題といたします。
土屋病院事務長	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。病院事務長。 国保病院事務長、土屋より平成29年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算〔第2号〕について説明を申し上げます。 第2条の業務の予定量につきましては、年間患者数、入院1万6,425人を1万2,775人に、外来では2万3,299人を2万1,332人に改め、1日平均患者数の入院45.0人を35.0人、外来95.6人を87.7人に改め、主な建設改良事業、有形固定資産購入費2,600万円を2,808万5,000円に、病院改良事業費に162万円を追加、それぞれ改めるものでございます。 第3条の収益的収入及び支出の予定額では、収入、1款病院事業収益8億7,955万4,000円を8億7,933万6,000円に、1項医業収益5億9,369万7,000円を4億4,547万9,000円に、2項医業外収益2億8,585万7,000円を4億3,385万7,000円に改め、支出、1款病院事業費用9億3,509万7,000円を9億4,014万8,000円に、1項医業費用9億1,792万円を9億2,297万1,000円に改めるものです。 次に、2ページの資本的収入及び支出の予定額では、収入、1款資本的収入5,996万3,000円を6,181万5,000円に、1項一般会計出資金5,387万7,000円を5,572万9,000円に改め、支出、1款資本的支出8,090万円を8,460万5,000円に、1項建設改良費2,600万円を2,970万5,000円に改めるものです。 第5条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費6億1,360万6,000円を6億1,777万6,000円に改めるものです。 第6条では、他会計からの補助金2億6,000万円を4億800万円に改めるものでございます。

それでは、補正予算説明書に基づき、収益的支出から説明させていただきますので、6 ページを開き願います。1 款 1 項 1 目給与費では、人事院勧告に伴う給与改定と人事異動等に伴い、417万円を追加するもので、内訳として1 節給料で345万1,000円の減のほかは、2 節手当で83万円、3 節賃金で43万5,000円、4 節法定福利費で342万4,000円、5 節期末勤勉手当引当金繰入額で246万4,000円、6 節法定福利費引当金繰入額で46万8,000円、それぞれ増額するものであります。

続いて、収益的収入について説明いたしますので、5 ページをお開きをお願いしたいと思います。1 款 1 項 1 目入院収益につきましても、実績から年間患者数の減により1 億1,012万円を減額、2 目外来収益につきましても年間患者数の減少により3,809万8,000円を減額するものであります。

2 項医業外収益、2 目他会計負担金では、経営基盤強化策に要する負担金として1 億4,800万円を増額し、4 億800万円とするものであります。なお、他会計負担金を入れても不足する当年度純損失額は、6,082万2,000円となる見込みでございます。

次に、資本的収入及び支出について説明をいたしますので、7 ページをお開き願います。まず、支出のほう、1 款資本的支出、1 項建設改良費では、1 目有形固定資産購入費で眼科外来用の機器の更新として208万5,000円、2 目病院改良事業費で避難誘導灯及びバッテリーの交換工事として162万円をそれぞれ増額するものであります。

収入では、1 款 1 項 1 目一般会計出資金で医療機器購入事業出資金として185万2,000円を増額するものです。

そのほか、今回の補正に係る給与費明細書を8 ページから9 ページにかけて添付をいたしましたので、参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(な し)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。
(な し)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第13号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

「閉会中の継続調査申出書」を議題といたします。

議会運営委員会及び産業厚生常任委員会の各委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査申し出が出ております。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会に付議された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成29年第4回土幌町議会定例会を閉会といたします。

(午前10時48分)